

## **[事案 2023-177] 夫婦連生年金特約付加請求**

・令和6年3月24日 和解成立

### **<事案の概要>**

年金受取方法を夫婦連生年金に移行し、設計書に記載されたとおりの年金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成6年12月に契約した個人年金保険について、令和5年1月に夫婦連生年金特約を付加することを希望したところ、本特約の付加には保険会社の承諾が必要であり、令和元年4月から夫婦連生年金への移行取扱いを停止しているとして、保険会社は本特約の付加に応じなかった。しかし、以下等の理由により、本契約の年金受取方法を夫婦連生年金に移行し、設計書に記載されたとおりの年金額を支払ってほしい。

- (1) 募集時の説明に利用された設計書には、「(本商品には) 豊富な年金受取バリエーションがあります」などと紙面の15%以上を割いた記載があり、複数の年金受取方法を選択できることは、本契約のセールスポイントのひとつであった。設計書に記載されていることは、契約の重要事項のひとつであり、契約者の重要な権利であって、一方的に保険会社が契約事項(年金支払方法の選択)を破棄することはできない。
- (2) 本契約にもとづく年金の受取額は、「契約年金」「普通配当による年金」「特別配当による年金」と分けて記載されている一方、夫婦連生年金移行タイプの年金受取額はひとつの数字だけが記載されており、その設計書の紙面構成、記載ぶりからすれば、夫婦連生年金移行タイプでは、配当の有無等に関係なく設計書記載の固定額が支払われると解釈することができる。
- (3) 保険会社は、夫婦連生年金特約が取扱停止に至った経緯として、他の契約者の中で夫婦連生年金を選択する人がほとんどいなかったこと等を理由としているが、自分の特約の選択権を奪う理由にはならない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、設計書に記載されているように、年金支払開始時に夫婦連生年金特約を付加することで夫婦連生年金に移行することができるが、これは契約内容の変更に当たることから、本特約の付加には当社の承諾を要することとされている。当社は、夫婦連生年金特約の付加について承諾しておらず、夫婦連生年金特約は本契約の契約内容とはなっていない。
- (2) 当社では、平成31年4月変更日分から、移行時点での予定利率にもとづき試算をしても当社の定める金額を満たさないか、満たしたとしても移行を希望する契約者がほとんどいなかったこと、また、取扱実績が極めて僅少となっており、今後の料率改定時における作業負荷や契約維持管理負荷等が発生することを理由に、移行取扱いを停止している。
- (3) 設計書の年金受取額の記載は、将来の年金支払額を保証したものではないことの記載があり、また、夫婦連生年金移行タイプも、配当金を原資とした年金資産額を含む金額となっている。

### **<裁定の概要>**

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時における事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、年金受取方法を夫婦連生年金に移行し、設計書の記載どおりの年金額を支払うことは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、設計書を用いて説明を行ったものの、年金の受取方法にバリエーションがあることを本契約の特色としてアピールしたこと、夫婦連生年金特約を付加できない場合があることについての説明を行わなかったこと、年金受取額について、「契約年金」「普通配当による年金」「特別配当による年金」を区別せず、その合計額を受け取ることができる旨の説明をしていたことが認められる。
- (2) 募集人の説明からすれば、申立人が、夫婦連生年金に移行することができると考えて本契約への申込みを行い、申込時から長期間、期待を持つことはやむを得ないと思われ、もし、募集人が募集時に適切な説明を行っていたら、申立人が期待を持つこともなく、本件紛争には至らなかった可能性が高いものと考えられる。